

# お 知 ら せ

長門市低入札価格調査制度の取扱いの一部を改正しました。

## 1 実施時期

平成21年8月10日(月)以降に、公告又は指名通知を行った入札から

## 2 改正事項(※下線部分が改正箇所です。)

### ○ 調査基準価格の設定

工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合で、当該申込み(入札)に係る価格について、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、次のとおりとします。

#### (1) 土木等一般工事

入札額が予定価格の算定基礎となった「直接工事費の  $9.5/10$  + 共通仮設費の  $9/10$  + 現場管理費の  $8/10$  + 一般管理費の  $3/10$ 」とする。ただし、その額が予定価格に  $105$  分の  $100$  を乗じて得た額の  $10$  分の  $9$  を超える場合にあつては、 $10$  分の  $9$  とし、 $10$  分の  $7$  に満たない場合にあつては、 $10$  分の  $7$  とする。

#### (2) 建築工事及び機械設備・電気設備・解体工事

入札額が、予定価格の算出基礎となった「(直接工事費の  $9.5/10$  + 共通仮設費の  $9/10$  + 現場管理費の  $8/10$  + 一般管理費の  $3/10$ )  $\times 0.9$ 」とする。ただし、その額が予定価格に  $105$  分の  $100$  を乗じて得た額の  $10$  分の  $9$  を超える場合にあつては、 $10$  分の  $9$  とし、 $10$  分の  $7$  に満たない場合にあつては、 $10$  分の  $7$  とする。

### ○ 調査の対象

予定価格が  $500$  万円を越える工事又は製造で、入札価格が調査基準価格を下回ったもの

## ○判断基準

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとします。

### (1) 基本的判断基準

- ア 調査に協力的であること。
- イ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- ウ 工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

### (2) 数値的判断基準

#### ア 見積内訳書の審査基準

- (ア) 数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。
- (イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
- (ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。
- (エ) 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の75%以上であること。
- (オ) 各工種金額（中項目 （レベル2））は設計金額の50%以上であること。
- (カ) 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。
- (キ) 共通仮設费率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。
- (ク) 管理費（現場管理費＋一般管理費）は設計金額の30%以上であること。
- (ケ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目（レベル2）以上で値引き等による調整、違算がないこと。

#### イ 判断基準額

判断基準額は、調査基準額×0.98（小数点以下切捨）とし、入札価格がこの額以上であること。

### (3) 落札・不落札の判断

(1) 及び(2)を総合的に勘案して、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」を判断し、最終的に落札・不落札を決定する。

ただし、機械設備・電気設備・解体工事（工種）については、当分の間「数値的判断基準」は適用しない。